

令和2年4月28日

保護者様

深谷市教育委員会
幡羅幼稚園長

臨時休業期間再延長による幼稚園、小・中学校における対応について

このことについて、本日、埼玉県教育委員会から市町村立幼稚園及び小・中学校の臨時休業を延長するよう要請がありました。

深谷市においては、5月11日（月）から学校再開の予定でありましたが、新型コロナウイルスの感染防止のため、深谷市立幼稚園、小・中学校を下記のとおり、引き続き臨時休業とすることとします。

なお、臨時休業期間中の幼稚園、小・中学校における対応については、下記のとおりとします。

記

- 1 幼稚園、小・中学校における臨時休業について
 - (1) 期間 令和2年5月31日（日）まで（再延長）

- 2 幼稚園、小学校における一時預かりの実施
 - (1) 対象 幼稚園児、小学校全学年の児童
(但し、感染防止を踏まえ、どうしても家庭等で看ることのできない場合)
 - (2) 日程 5月31日（日）までの平日
 - (3) 時間 8時30分から14時30分まで

- 3 幼稚園、小学校における登校（園）日の実施
 - (1) 登園日を、実施する場合は、ホームページ、連絡メール等でお知らせします。
(当面の間は実施しない)
※登園日については、登園しなくても「欠席」とはなりません。

- 4 臨時休業中の園庭の開放
 - (1) 開放時間は、9時00分から15時00分
 - (2) 往復の交通手段は保護者の責任の下で行ってください。
 - (3) 不要不急の外出や人との関わりを8割削減するなど、十分留意した行動をお願いします。